

港区立北青山地域包括支援センター管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京聖労院（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立北青山地域包括支援センター管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第50条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和7年4月1日から適用する。

1 原協定第31条について、次のように改める。

第31条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を払わなければならない。

2 指定管理料の額は、年度ごとに予算の範囲内とし、支払の方法とあわせ、別途年度協定で定める。

3 指定管理料は、職員人件費、光熱水費、修繕費、事業運営費、施設管理経費及びその他経費の区分により構成するものとする。

4 乙は、次に掲げる指定管理料の余剰金等について、甲に返還するものとする。

（1）職員人件費、光熱水費及び修繕費の余剰金

（2）事業計画で掲げた事業の全部又は一部を履行しなかったことによる執行残額

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月3日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区長 清家 愛 印

乙 清瀬市中里五丁目91番2号
社会福祉法人 東京聖労院
理事長 和田 敏 明 印